第十八条の二十の二第一項中「第二十五条の二十六第十二項」を「第二十五条の二十六第十三項」に改め、同条第二項中「第二十五条の二十七第二項」を「第二十五条の二十七第四項」に、「第二十五条の二十二の三第二項」を「第二十五条の二十二の三第四項」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に、「第四十条の七第六項各号列記以外の部分」を「第四十条の七第二項第七号」に、「いう」を「いい、同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く」に改め、同条第十一項中「その他の」を「その他」に改め、同項第六号ロ中「第二十五条の二十五第五項第三号」の下に「及び第四号」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「前条第十一項及び第十二項」を「前条第十二項及び第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前条第十項」を「前条第十一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二十五条の二十七第四項」を「前条第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二十五条の二十七第十項及び第二十項」を「第二十五条の二十七第十二項及び第二十二項」に、「第二十五条の二十二の三第十二項」を「第二十五条の二十二の三第十四項」に、「前条第五項から第七項まで」を「前条第六項から第八項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前条第十一項及び第十二項」を「前条第十二項及び第十三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前条第十一項及び第十二項」を「前条第十項及び第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第八項」を「前条第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前条第五項から第七項まで」を「前条第六項から第八項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前条第四項の規定は、施行令第二十五条の二十七第七項において準用する施行令第二十五条の二十二の三第七項に規定する財務省令で定める金額について準用する。

第十八条の二十一第二項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同条第三項及び第六項中「、農林漁業団体職員共済組合」を削り、同条第九項中「書類のほか」を「書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面（電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官の定める方法によつて出力することにより作成した書面をいう。以下この条、第十八条の二十三第二項及び第十八条の二十三の二第十一項において同じ。）のほか」に改め、同項第四号ロ中「第二十二項」を「第二十三項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同条第十九項中「第四十一条の二の二第五項」を「第四十一条の二の二第八項」に改め、同条第二十項中「書類と」を「書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面と」に改め、同条第二十一項中「書類と」を「書類又は電磁的記録印刷書面と」に改め、同項第三号中「書類」の下に「又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面」を加え、同条第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項の次に次の一項を加える。

22　第九項及び前二項に規定する電子証明書等とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第十八条の二十三第五項第一号において同じ。）でその記録された情報について電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下この項及び同号において同じ。）が行われているもの及び当該電子署名に係る電子証明書（電子署名を行つた者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録であつて、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第二条第一項第二号イからハまでに掲げるもののいずれかに該当するものをいう。）をいう。

第十八条の二十二第六項を同条第九項とし、同条第五項中「第二十六条の三第四項」を「第二十六条の三第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5　施行令第二十六条の三第三項に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。ロにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下第七項までにおいて同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。イにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその提供すべき事項（以下同項までにおいて「記載事項」という。）を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法

ロ　送信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供を受ける者の閲覧に供する方法

二　光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製する受信者ファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

6　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　受信者ファイルに記録されている記載事項について、提供を受ける者が電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じていること。

二　前項第一号に掲げる方法（受信者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、提供を受ける者に対し、記載事項を受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を通知するものであること。ただし、提供を受ける者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

7　施行令第二十六条の三第五項の住宅借入金等に係る債権者は、同項の規定により、あらかじめ、同項に規定する個人に対し、次に掲げる事項を示し、同項に規定する書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第五項各号に掲げる方法のうち当該住宅借入金等に係る債権者が使用するもの

二　記載事項の受信者ファイルへの記録の方式

第十八条の二十三第二項中「第二十六条の三第三項」を「第二十六条の三第八項」に改め、「証明書」の下に「又は当該証明書に記載すべき事項を記録した電子証明書等（第十八条の二十一第二十二項に規定する電子証明書等をいう。以下この項、第八項及び次条第十一項において同じ。）に係る電磁的記録印刷書面」を加え、「同条第一項」を「施行令第二十六条の三第一項」に改め、「書類」の下に「又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面」を加え、同条第三項中「法第四十一条第一項」を「適用個人（法第四十一条第一項」に改め、「個人」の下に「をいう。第五項及び第七項において同じ。）」を加え、「つき同項」を「つき同条第一項」に改め、同条第五項中「同項の個人」を「適用個人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　法第四十一条の二の二第四項に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この項において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその提供すべき事項に係る情報（次号及び次項において「記載情報」という。）を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法

二　光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製する受信者ファイルに記載情報を記録したものを交付する方法